
令和6年 12月 宇美町議会定例会会議録（第2日）

令和6年12月10日（火曜日）

提出された案件は次のとおり

- 日程第1 報告第7号 専決処分の報告について（専決第6号 和解及び損害賠償の額を定めることについて）
- 日程第2 議案第46号 工事請負契約締結についての議決内容の一部変更について（令和5年度神武原池改修工事（その2））
- 日程第3 議案第47号 工事請負契約締結についての議決内容の一部変更について（令和6年度宇美小学校校舎外壁等改修工事）
- 日程第4 議案第48号 宇美町立学校設置条例の一部を改正する条例について
- 日程第5 議案第49号 宇美町下水道条例の一部を改正する条例について
- 日程第6 議案第50号 宇美町上水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第7 議案第51号 宇美町道路占用料条例の一部を改正する条例について
- 日程第8 議案第52号 宇美町行政財産使用料条例の一部を改正する条例について
- 日程第9 議案第53号 令和6年度宇美町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 日程第10 議案第54号 令和6年度宇美町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第11 議案第55号 令和6年度宇美町上水道事業会計補正予算（第2号）
- 日程第12 議案第56号 令和6年度宇美町流域関連公共下水道事業会計補正予算（第2号）
- 日程第13 議案第57号 令和6年度宇美町一般会計補正予算（第7号）

本日の会議に付した事件

- 日程第1 報告第7号 専決処分の報告について（専決第6号 和解及び損害賠償の額を定めることについて）
- 日程第2 議案第46号 工事請負契約締結についての議決内容の一部変更について（令和5年度神武原池改修工事（その2））
- 日程第3 議案第47号 工事請負契約締結についての議決内容の一部変更について（令和6年度宇美小学校校舎外壁等改修工事）
- 日程第4 議案第48号 宇美町立学校設置条例の一部を改正する条例について

日程第5 議案第49号 宇美町下水道条例の一部を改正する条例について

日程第6 議案第50号 宇美町上水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例について

日程第7 議案第51号 宇美町道路占用料条例の一部を改正する条例について

日程第8 議案第52号 宇美町行政財産使用料条例の一部を改正する条例について

日程第9 議案第53号 令和6年度宇美町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

日程第10 議案第54号 令和6年度宇美町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

日程第11 議案第55号 令和6年度宇美町上水道事業会計補正予算（第2号）

日程第12 議案第56号 令和6年度宇美町流域関連公共下水道事業会計補正予算（第2号）

日程第13 議案第57号 令和6年度宇美町一般会計補正予算（第7号）

出席議員（10名）

1番 小林 孝昭	2番 安川 禎幸
3番 高橋 紳章	5番 平野 龍彦
6番 安川 繁典	8番 黒川 悟
9番 鳴海 圭矢	10番 白水 英至
11番 藤木 泰	12番 古賀ひろ子

欠席議員（2名）

4番 丸山 康夫	7番 入江 政行
----------	----------

事務局出席職員職氏名

議会事務局長 太田 美和	
書記 中山 直子	書記 松田 好弘

説明のため出席した者の職氏名

町長 ……………	安川 茂伸	副町長 ……………	原田 和幸
副町長 ……………	一木 孝敏	教育長 ……………	折居 邦成
総務課長 ……………	八島 勝行	地域コミュニティ課長 ……	太田 一男
シティプロモーション課長 ……	瓦田 浩一	企画財政課長 ……………	工藤 正人
税務課長 ……………	田口 嘉輝	会計課長 ……………	大神 隆史

住民課長 野田 幸二
福祉課長 佐伯 剛美
管財課長 矢野 量久
上下水道課長 前田 友博
社会教育課長 竹下 健一

健康課長 水野 治也
環境課長 石川 和男
都市整備課長 藤木 義和
学校教育課長 川畑 廣典
こどもみらい課長 入江 和美

10時00分開議

○議会事務局長（太田美和）

起立願います。礼。おはようございます。着席願います。

本日の議事日程第2号を表示しておりますので、御確認ください。

○議長（古賀ひろ子）

改めまして、おはようございます。

本日の会議を開きます。

欠席届が4番、丸山議員と7番、入江議員から出ておりますので、御報告します。

日程第1．報告第7号

○議長（古賀ひろ子）

日程第1、報告第7号 専決処分の報告についてを議題とします。

報告を求めます。竹下社会教育課長。

○社会教育課長（竹下健一）

よろしくお願いいたします。

報告第7号 専決処分の報告について。地方自治法第180条第1項の規定により、議会において指定されている事項について、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告いたします。令和6年12月9日提出、宇美町長安川茂伸。

資料2ページが専決処分書となっております。和解及び損害賠償の額を定めることについて。

1、和解及び損害賠償の相手方につきましては、記載のとおりでございます。

2、事故の概要。令和6年10月20日12時頃、宇美東中学校グラウンドにて町民スポーツ大会終了後、相手方の車がグラウンド側の門扉から出庫しようとしたところ、門扉右側が風により動いてしまい、避けられずに車両右後方部に接触し、車両の一部が損傷した事故でございます。

3、損害賠償の額、8万7,241円。この額につきましては、宇美町加入の全国町村会損害賠償保険により全額対応することとなっております。

4、和解の内容。（1）宇美町と相手方は、宇美町の過失割合が100%であることを確認す

る。(2) 宇美町は、相手方に対し損害賠償額8万7,241円の支払い義務があることを認める。(3) 宇美町は、相手方に対し、本件事故に関する損害賠償額として8万7,241円を相手方が指定する口座に支払う。(4) 損害賠償の額のほか、本件に関し宇美町及び相手方の間には、互いに何ら債権債務のないことを確認する。

資料3ページには、参考資料といたしまして、位置図、事故による損傷部、自動車との接触箇所の写真を添付していますので確認をお願いいたします。

本件に関しましては、門扉をほかのものと固定できていなかったこと、また交通誘導員が配置されていなかったことにより、強風で門扉が動き、自動車と接触する事故となってしまいました。

今後、このような事故が発生しないよう、門扉を開放する際には、門扉とフェンスや柱をチェーンでしっかり固定することとし、そのほかの同様の門扉がある学校施設等につきましても同じように対応を講じて、再発防止に努めてまいります。

以上で説明を終わります。

○議長（古賀ひろ子）

本件については、地方自治法第180条第1項の規定に基づく専決処分ですが、特に質疑があれば許可します。質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子）

ないようです。これで質疑を終わります。

報告第7号 専決処分の報告についてを受理します。

日程第2．議案第46号

○議長（古賀ひろ子）

日程第2、議案第46号 工事請負契約締結についての議決内容の一部変更についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。藤木都市整備課長。

○都市整備課長（藤木義和）

おはようございます。それでは、議案第46号 工事請負契約締結についての議決内容の一部変更について御説明を申し上げます。

提案理由でございますが、令和6年3月6日付議案第9号をもって議決された令和5年度神武原池改修工事（その2）を施工中のところ、堤体工及び処分工の増工に伴い、工事請負契約の額5,500万円を332万2,000円増額し5,832万2,000円と改める内容の一部を変更するに当たりまして、宇美町議会の議決に付すべき契約条例第1条の規定により、議会の議決を

求めるものでございます。

議案書の２ページ、参考資料１を御参照をお願いいたします。議案第４６号の概要を記載をいたしております。

増額の主な要因は、堤体部の掘削土を埋め戻しに使用する流用土としておりましたが、含水比が高く、埋め戻しに適さないことから購入土に切り替えたこと、軟弱化した掘削土と堤内池側の泥土の処分に係る費用を増額することが主な要因となっております。

１、変更の概要。工事請負額。変更前５,５００万円、変更後５,８３２万２,０００円、増減３３２万２,０００円の増額。工種、変更の理由、増減の順に読み上げさせていただきます。①堤体工。堤体部の掘削土の軟弱化による流用土の減少、Ｖイコール２９８立方メートル、１１２万５,９４０円。②処分工。軟弱化した掘削土Ｖイコール２９８立方メートルと堤内池側の泥土Ｖイコール４６７立方メートルの処分費の増加、１７６万２,１８０円。③その他。施工数量の変更、４３万３,８８０円。

２、工期。令和６年３月８日から令和７年３月２７日、３８５日間でございます。

３、工事請負人。住所または所在地、氏名または名称、代表者資格氏名は、記載のとおりでございます。

参考資料２ページをお願いいたします。

図面中央は、神武原池改修の平面図でございます。池の堤体部に関連する青色着色は、当初、堤体部の土を流用する予定としていたところ、土の軟弱化が顕著であったため処分をし、購入して変更した部分になります。資料右側にその状況写真を添付をいたしております。タイトルの①②は、前述をしました変更概要の工種番号になります。

平面図の赤色着色部分は、池の貯水部になりまして、そこに堆積した泥土の処分を行ったことにより変更をした部分になります。

以上で説明を終わります。御審議の上、議決いただきますようお願いいたします。

○議長（古賀ひろ子）

説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑のある方はどうぞ。９番、鳴海議員。

○議員（９番 鳴海圭矢）

９番、鳴海です。土が予想以上に水が多かったから流用しようと思ったけどできなかったと、そういったお話でしたけども、この土が流用できないというのは、もう少し早い段階で分からなかったのかなとちょっと疑問に思いましたので、答弁をお願いします。

○議長（古賀ひろ子）

藤木課長。

○都市整備課長（藤木義和）

設計段階では流用できると判断をしておったんですけども、実際に堤内池側の堤体の部分を掘削した内部部分については、そこまで詳しく設計の段階ではつかめなかったということで、実際に掘削したところはやはり含水比が高いと、盛土には適さないということで処分を行ったものでございます。

○議長（古賀ひろ子）

ほかにはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子）

ないようです。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子）

討論なしと認めます。

これから、議案第46号 工事請負契約締結についての議決内容の一部変更についてを採決します。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（古賀ひろ子）

起立全員です。したがって、議案第46号は原案のとおり可決されました。

日程第3. 議案第47号

○議長（古賀ひろ子）

日程第3、議案第47号 工事請負契約締結についての議決内容の一部変更についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。川畑学校教育課長。

○学校教育課長（川畑廣典）

よろしくお願いいたします。議案第47号 工事請負契約締結についての議決内容の一部変更について。令和6年6月11日付議案第27号をもって議決された令和6年度宇美小学校校舎外壁等改修工事の工事請負契約締結に係る議決内容の一部を次のように改める。令和6年12月9日提出、宇美町長安川茂伸。

2、請負契約額中1億2,331万円を1億6,082万円に改める。

提案理由ですが、令和6年度宇美小学校校舎外壁等改修工事を施工中のところ、外壁改修工事の増工等に伴い、工事請負契約の内容を一部変更する必要性が生じたため、宇美町議会の議決に付

すべき契約条例第1条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

それでは、変更内容の説明を行いますので、2ページ、別紙、参考資料1を御覧ください。

1、変更の概要ですが、契約額変更での増減額は3,751万円、30.42%の増額となるものです。

次に、変更内容ですが、①から④までの4点の変更となります。

初めに、①外壁改修工事での変更は、施工数量の増による増額です。次の②屋上電気配管更新工事での変更は、屋上電気配管に防水塗料を塗布する予定でしたが、配管内部の経年劣化がひどいことにより配管替えの必要が生じたことによる増額。さらに③リブガラス更新工事での変更は、実施調査をした結果、損傷が見込みよりも多いことが判明し更新が必要になったことによる増額。最後に④その他では、その他施工数量の精算による増額となっております。

2、工期及び3、工事請負人は変更はありませんが、参考として記載をしております。

続いて3ページ、参考資料2を御覧ください。

変更が生じた施工内容と写真をそれぞれ添付しております。左上に変更された改修工事の内容と数量を記載しておりますが、外壁改修では、ひび割れ補修、モルタル浮き補修、欠損処理、露筋処理、塗膜浮き部処理において、それぞれ記載のとおり増工となっております。中でも4の露筋処理の増については、主な内容として鉄筋の爆裂等になりますが、これは見た目での判断は極めて厳しく、壁をたたいてみないと分からないという状況のため、数量が著しく増えているということです。

あと、図面の写真については、赤色が外壁状況、黄色が電気配管の状況、赤色がリブガラスの状況をそれぞれ添付しておりますので御参照ください。

最後に、今回の変更につきましては、補正予算の折に説明したとおり、設計で補正值を使用しなかったことが大きな原因となっております。このことについては、今後、関係課の協力を仰ぎながら改善してまいりますので、本当に申し訳ありませんでした。

また、結果的には、目視等により確認していた修繕箇所が、実際に足場を組み直接調査を行ったところ、改善が必要な箇所が多数判明したことによりますので、御理解のほどよろしくお願いいたします。

以上で説明を終わります。御審議の上、御議決いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（古賀ひろ子）

説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑のある方はどうぞ。10番、白水議員。

○議員（10番 白水英至）

老朽化した校舎を目視では分からなかった。足場かけて初めて分かったということですけど、本町はそういうほとんどの校舎が老朽化しているんじゃないかなと思うんですよ。ですから、今

回工事をする校舎というか学校は何もなく、これから工事するから多分事故は起きないと思いますが、今ある校舎を――老朽化している校舎をやはり何か点検しないと。事故が起きてからでは遅いですよ。実際、こういう足場かけて分かったということですから、ほかにもあると思うんですよね。

それで作業内容はお任せしますが、例えば高所作業車を使うとか、高所作業車が入れなかったらそこだけ足場を組んでやるとか、何か方法はあると思うんですよ。そうしないと、事故が起きてからでは遅いんで、そのこのところどのように担当課としては考えてありますか。

○議長（古賀ひろ子）

川畑課長。

○学校教育課長（川畑廣典）

まさしく、先日、専門の管財課のほうからもアドバイスをいただきまして、そういった点検については、やはり3年から5年のスパンで専門家に任せて、一旦、これは足場を組むとか大々的なものにはならないと思いますけども、専門家の目で点検を行うということが必要ではないかというアドバイスを受けております。

これを受けてうちのほうでも、今後そういった専門家の点検をしていきたいというふうに思っておりますし、実は去年、令和5年度には管財課の専門職と一緒に8校全部の学校を、外壁を見て回っております。そのときに、これはどうしてもという部分は1か所修繕を行いましたけども、そのほかについては、今のところ大丈夫だというような判断を受けておりますので、今後については今言ったように、数年おきに、毎年というのはちょっと厳しいと思いますので、数年おきに専門家の目で点検をしていきたいというふうに思っております。

○議長（古賀ひろ子）

白水議員。

○議員（10番 白水英至）

それで、ちょっと怪しいなというところは、例えばそこに子どもたちが立ち入らないようなロープを張ったり、何か工夫、柵をバリケードみたいにするか、そのようにしとかないと。やはり専門家というかプロが見たら大体分かると思うんですよ。ですから、そういうところは再度チェックして、子どもたちがそこに立ち入らないような柵をすとかを設けてもらいたいと思いますが、そのこのところどうですか。

○議長（古賀ひろ子）

川畑課長。

○学校教育課長（川畑廣典）

今現在、毎月の学校の目視点検を行っておりますが、そこで怪しいというような部分について

は、すぐに、今言われるように立入禁止の策を講じておりますので、今後もそういった情報があれば、生徒たちがもし通るような場所であれば、すぐに立入禁止というような措置を取っていきたいと思います。

○議長（古賀ひろ子）

ほかにはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子）

ないようです。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子）

討論なしと認めます。

これから、議案第47号 工事請負契約締結についての議決内容の一部変更についてを採決します。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（古賀ひろ子）

起立全員です。したがって、議案第47号は原案のとおり可決されました。

日程第4. 議案第48号

○議長（古賀ひろ子）

日程第4、議案第48号 宇美町立学校設置条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。川畑学校教育課長。

○学校教育課長（川畑廣典）

議案第48号 宇美町立学校設置条例の一部を改正する条例について。令和6年12月9日、宇美町長安川茂伸。

提案理由ですが、学びの多様化学校の設置に伴い、所要の規定を整備する必要があるため、議会の議決を求めるものであります。

2ページが条例改正文、それから3ページが新旧対照表となっております。説明は3ページの新旧対照表を使って説明いたします。右が現行、左が改正案になっておりますが、別表（1）小学校に原田小学校ハピネス分校、それから別表（2）中学校に宇美南中学校ハピネス分校をそれぞれ追加するものです。

以上で説明を終わります。御審議の上、御議決いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（古賀ひろ子）

説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑のある方はどうぞ。9番、鳴海議員。

○議員（9番 鳴海圭矢）

このたびこの新しく設置される学校につきましては、不登校対策が主な理由ということで説明を受けておりますが、これは新設する学校だけでなく、従来からの小中学校でも取り組むべき問題ではないかなというふうに考えておりますけれども。従来の不登校対策は不登校対策として、また、新設の学校としても不登校対策をやっていく。同時にやっていくという、こういう理解でよろしいでしょうか。

○議長（古賀ひろ子）

川畑課長。

○学校教育課長（川畑廣典）

不登校対策につきましては、今言われたとおり、従来の学校でも当然対応しますし、今回この多様化学校に御案内している家庭というのは、ほぼほぼ学校に行けていない子どもたちということで、対応するというので、対応の箇所を1か所だけではなく、それぞれ対応していきたいということで考えております。

○議長（古賀ひろ子）

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子）

ないようです。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

まず、原案に反対者の発言を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子）

次に、原案に賛成者の発言を許します。9番、鳴海議員。

○議員（9番 鳴海圭矢）

9番です。私は本案に賛成の立場から討論をいたします。

今、不登校の問題というのは大変深刻な問題で、不登校児を抱えている御家庭では大変深刻に悩んでいらっしゃるということで、喫緊に対応が求められているということで、そういった意味では、私はこの本案には賛成の立場です。

ただ、なぜこういう学校が必要になっているのかと、その根本的な原因って一体何なんだろう

なということを考えてみました場合に、私は先生お一人お一人が児童生徒の悩みや苦しみに直接向かい合う時間が、今の先生の学校環境の中では少ないんじゃないかなというふうに、それが原因の1つではないかなというふうに考えております。本来であればこういった学校をつくらなくても従来の学校で不登校対策に十分な時間を割けるような、そういう環境を整えるべきではないかなと。

だから、これは町がどうのこうのというよりも、国の教育方針を抜本的に改善していく必要もあるんじゃないかなというふうに思います。

新しく学校ができることによって、宇美町の不登校問題が解決に前進するように願いつつ、また、教育方針を抜本的に改善されるということ、そして教員が一人一人が児童生徒と直接向かい合う時間が取れるような、そういう環境が整えられていくことを願ひまして、私の賛成討論いたします。

以上です。

○議長（古賀ひろ子）

次に、原案に反対者の発言を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子）

ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子）

これで討論を終わります。

これから、議案第48号 宇美町立学校設置条例の一部を改正する条例についてを採決します。
本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（古賀ひろ子）

起立全員です。したがって、議案第48号は原案のとおり可決されました。

日程第5. 議案第49号

○議長（古賀ひろ子）

日程第5、議案第49号 宇美町下水道条例の一部を改正する条例についてを議題とします。
提案理由の説明を求めます。前田上下水道課長。

○上下水道課長（前田友博）

失礼いたします。議案第49号 宇美町下水道条例の一部を改正する条例について。上記の議

案を別紙のとおり提出する。令和6年12月9日、宇美町長安川茂伸。

提案理由でございますが、政府のデジタル原則に照らした規制の一括見直しプランの趣旨を踏まえた排水設備工事責任技術者の常駐・専属規制の緩和等に伴い、所要の規定を整備する必要があるため、議会の議決を求めるものでございます。

資料の2ページ目には改正条例の本文を、資料の3ページから5ページまでは新旧対照表を、6ページが参考資料となっております。改正文の内容につきましては、6ページの参考資料により御説明させていただきます。

まず、改正の目的についてですが、国において、デジタル社会の実現に向けた構造改革を進めるため、デジタル原則に照らした規制の一括見直しプランに基づきまして、常駐・専任規制等のアナログ規制の見直しを行っており、当該プランの趣旨を踏まえた、下水道法第25条に基づく標準下水道条例の改正に伴いまして、所要の規定を整備するほか文言等の整理を併せて行うものでございます。

次に、改正の内容についてですが、排水設備工事指定工事店の工事責任技術者について、専属する者から選任する者に見直すとともに、福岡県内の他の営業所において兼任することを妨げないものとするものでございます。

具体的に申しますと、下水道法第25条にある下水道管理者において制定する条例に係る技術的助言である標準下水道条例におきまして、下水道排水設備指定工事店の営業所ごとに排水設備工事責任技術者の専属を義務づけていましたが、専属の義務づけが常駐・専任規制等のアナログ規制に当たるとして、本改正が行われました。

専任技術者を営業所ごとに専属する者から選任する者に見直すとともに、同一の都道府県の区域内における営業所についても兼任することを妨げないとするものの規制緩和が図られたものでございます。

これを受けまして、宇美町下水道条例におきましても、排水設備工事責任技術者を営業所ごとに専属する者から選任する者に見直すとともに、福岡県内における営業所での兼任を認める改正を行うものでございます。

この条例の施行期日につきましては、公布の日から施行するものでございますが、一部、第11条第1項第9号の大腸菌群数を大腸菌数に改める部分につきましては、令和7年4月1日からの施行を予定しているものでございます。

以上で説明を終わりますが、御審議の上、議決いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（古賀ひろ子）

説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑のある方はどうぞ。9番、鳴海議員。

○議員（9番 鳴海圭矢）

先ほど説明にありましたとおり、専属規制の緩和ということで専属する者が兼任を妨げないということになると、今お話聞いた限りですと、今まで専任でその仕事に専念していたのが、そうじゃなくなると。ということは、単純に考えると仕事が増えるということなので、それは業務に影響が出てくるのではないかなということを懸念しておりますが、この専属の規制の緩和が、業務にいい影響を与えるのかどうなのかということについて、答弁を求めます。

○議長（古賀ひろ子）

前田課長。

○上下水道課長（前田友博）

今回改正されたことによるメリットについて申し上げたいと思います。

これまで標準下水道条例において、下水道指定工事店の営業所ごとに排水設備工事責任技術者を専属することについて義務づけとされておりました。常に事業所や現場にとどまることなどについて、専属の義務づけが、常駐・専任規制等のアナログ規制に当たることや、職務の従事及び専属規制の緩和が求められるなどの理由から、国のほうにおきまして、デジタル原則に照らした規制の一括見直しプランの趣旨を踏まえた改正が行われているところでございます。

排水設備工事責任者を営業所ごとに専属する者から選任する者を見直したことに併せまして、都道府県内、福岡県内になりますけど、区域内における営業所につきましても、複数の営業所を兼任することを妨げないというふうなことを規制緩和が図られたところでございます。

宇美町の下水道条例においても改正を行いまして、今後の排水設備工事責任技術者の不足による事業所開設の解消、また、それに伴います下水道の接続工事が増加することを期待しているというところで考えているところでございます。

以上です。

○議長（古賀ひろ子）

ほかにはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子）

ないようです。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子）

討論なしと認めます。

これから、議案第49号 宇美町下水道条例の一部を改正する条例についてを採決します。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（古賀ひろ子）

起立全員です。したがって、議案第49号は原案のとおり可決されました。

日程第6．議案第50号

○議長（古賀ひろ子）

日程第6、議案第50号 宇美町上水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。前田上下水道課長。

○上下水道課長（前田友博）

失礼いたします。議案第50号 宇美町上水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例について。上記の議案を別紙のとおり提出する。令和6年12月9日、宇美町長安川茂伸。

提案理由でございますが、生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令等の施行に伴い、所要の規定を整備する必要があるため、議会の議決を求めるものでございます。

資料の2ページから5ページには改正条例の本文を、資料6ページから12ページまでは新旧対照表を、13ページが参考資料となっております。改正文の内容につきましては、13ページの参考資料により説明させていただきます。

まず、改正の目的についてですが、水道法施行令及び水道法施行規則の一部改正に伴い、布設工事監督者及び水道技術管理者の資格要件について、所要の改正を行うものでございます。

主な改正の内容についてですが、安全な水道事業を継続するために必要な技術者を確保することを目的として、国が水道の布設工事の施工に関する技術上の管理業務を行う布設工事監督者及び水道の管理についての技術上の業務を監督する水道技術管理者の資格要件を見直したことを踏まえ、当町においてもそれらの資格要件を改正するものでございます。

それでは、資料の表に沿って、主な資格要件の現行と改正の内容について説明させていただきます。

まず、実務経験の年数に参入できる分野でございますが、現行法では、布設工事監督者及び水道技術管理者について、経験年数により参入できるのが、水道に関する実務経験のみが対象となっていました。生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律、いわゆる整備法の趣旨を踏まえ、布設工事監督者の資格要件に工業用水道や下水道、道路また河川に関する実務経験を含めたものとなっております。

次に、学歴及び学科要件についてですが、現行法では、布設工事監督者は土木工学科のみの要件であったところ、機械工学科及び電気工学科の卒業課程が追加されております。

続きまして、国家資格である技術士についてですが、現行法では、布設工事監督者のみ要件対象となっておりましたが、改正後では、水道技術管理者の要件としても追加されております。また、1級土木施工管理技士につきましても、現行法では規定がありませんでしたが、改正後では、布設工事監督者及び水道技術管理者の資格要件として新たに追加されております。

最後に、小規模な水道事業者及び水道用水供給事業者の技術上の実務経験年数を簡易水道事業者と同等に見直されている内容ですが、これは給水人口が5万人以下等の小規模事業者の場合、布設工事監督者及び水道技術管理者それぞれの資格保有者の確保が困難となっていることから、簡易水道事業者と同等の扱いとして、本来必要だった実務経験に従事した経験年数の半分の年数で資格要件に該当する内容などの改定を行うものでございます。

なお、この条例の施行につきましては、令和7年4月1日を予定しているものでございます。

以上で説明を終わりますが、御審議の上、議決いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（古賀ひろ子）

説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑のある方はどうぞ。9番、鳴海議員。

○議員（9番 鳴海圭矢）

この資格について、現行と改正の内容を比べましたところ、新たに追加されたところがありまして、現行よりもより厳しくなったのではないかなというふうに解釈いたしましたが。では、現実にこれがもし成立した場合、現場の人材として、この資格に適合する人がきちんとそろえるのかと。現場のこの資格に見合う人員がそろわなくて大変なことになるんじゃないかなという心配があるのですが、現場の状況としては、これはこういった感じなんでしょうか。答弁求めます。

○議長（古賀ひろ子）

前田課長。

○上下水道課長（前田友博）

今回の水道技術管理者と申しますのは、当町におきまして、約20年以上水道に携わっている職員が今任命されているところでございます。また、布設工事監督者と申しますのも職員になりますが、技術職員が任命されているというところで、逆に申しますと、技術職員が現場のほうでそのような技術を持っているということで指導ができるということになります。また、先ほど申しましたように、実務経験等も年数が短縮されるということで、より現場のほうで指導ができるというふうな、緩和されたような形になります。

以上です。

○議長（古賀ひろ子）

ほかにはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子）

ないようです。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子）

討論なしと認めます。

これから、議案第50号 宇美町上水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（古賀ひろ子）

起立全員です。したがって、議案第50号は原案のとおり可決されました。

日程第7. 議案第51号

○議長（古賀ひろ子）

日程第7、議案第51号 宇美町道路占用料条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。藤木都市整備課長。

○都市整備課長（藤木義和）

それでは、議案第51号 宇美町道路占用料条例の一部を改正する条例について御説明を申し上げます。

提案理由でございますが、道路法施行令に準じ宇美町が徴収する道路占用料について、所要の規定を整備する必要があるため、議会の議決を求めるものでございます。

改正内容といたしましては、町が管理する道路に設置されている電柱等の占用料について、上位法である道路法施行令に準じ町の条例を改正するものでございます。

議案書の2ページから5ページまでが宇美町道路占用料条例の一部を改正する条例の別表でございます。6ページから12ページまでが新旧対照表となっており、右側が現行、左側が改正案となっております。説明につきましては、6ページからの新旧対照表で御説明を申し上げます。

道路法第32条第1項第1号に上げる工作物といたしましては、電柱、電線、変圧器、郵便差出箱、広告塔などがございしますが、第1種電柱1本につき1年間の占用料は、現行730円が

８００円に。第２種電柱、現行１，１００円が１，２００円に。第３種電柱、現行１，５００円が１，７００円に。第１種電話柱、現行６５０円が７１０円に改正されまして、以下、それぞれ記載されたとおり金額が変更となります。

７ページでございます。表の中ほどに記載があります道路法第３２条第１項第２号に上げる物件といたしましては、水管、下水道管、ガス管でございます。外径が０．０７メートル未満のものでは、長さ１メートルにつき１年間の占用料は、現行２７円が３０円に。外径が０．０７メートル以上０．１メートル未満のものは、現行３９円が４３円に。外径が０．１メートル以上０．１５メートル未満は、現行５９円が６４円に改正され、以下、それぞれ記載されたとおりへの金額の変更となります。

ただいま申し上げました電柱、電線、ガス管、郵便差出箱などが、当町における主な占用料となっている物件でございます。

８ページから１０ページについては、道路法第３２条第１項第３号、第４号、第５号、第６号に上げる施設、１０ページから１１ページは、道路法施行令第７条第１号に上げる物件、第４号に上げる工事用の施設、第５号に上げる工事用の材料、１１ページから１２ページにかけましては、第１１号の応急仮設建築物、第１２号の器具につきましても、改正案の記載のとおり変更となります。

５ページでございます。本条例の施行期日は、令和７年４月１日から施行することとしております。

最後に、本条例改正後の令和７年度の占用料は、令和６年度と同規模の占用があったと仮定した場合に７８万円程度の増収となる見込みでございます。

以上で説明を終わります。御審議の上、議決いただきますようお願いいたします。

○議長（古賀ひろ子）

説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑のある方はどうぞ。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子）

ないようです。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子）

討論なしと認めます。

これから、議案第５１号 宇美町道路占用料条例の一部を改正する条例についてを採決します。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（古賀ひろ子）

起立全員です。したがって、議案第51号は原案のとおり可決されました。

日程第8. 議案第52号

○議長（古賀ひろ子）

日程第8、議案第52号 宇美町行政財産使用料条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。矢野管財課長。

○管財課長（矢野量久）

失礼いたします。議案第52号 宇美町行政財産使用料条例の一部を改正する条例について。上記の議案を別紙のとおり提出いたします。令和6年12月9日、宇美町長安川茂伸。

提案理由ですが、宇美町道路占用料条例に準じ、宇美町が徴収する行政財産使用料の額について、所要の規定を整備する必要があるため、議会の議決を求めるものでございます。

次の2ページは改正の条文、3ページから9ページまでが新旧対照表、そして10ページが参考資料となります。この参考資料を基に改正する条例の概要について御説明いたします。

1、内容としましては、第3条（使用料の額）の条文を変更するもので、（1）宇美町道路占用料条例と同様の項目につきましては、同条例を準用することとし、別表内の項目を削除しております。（2）宇美町道路占用料条例に規定されていないものについては、別表に定めるという形での改めるものです。

2、改正後としましては、（1）道路法施行令の改正に基づく道路占用料の見直しが行われた際におきましても、行政財産使用料条例については準用規定に変更していることから、条例改正の手続は今後不要となります。（2）現行の条例においては、別表内に道路法に掲げる施設として規定されているため、道路上における施設として限定されておりましたが、今回の改正によりまして、道路占用料条例を準用するものとしておりまして、道路以外の行政財産においても適用範囲が広がるものとなります。

3、施行期日は、令和7年4月1日からとなります。

以上で説明を終わりますが、御審議の上、御議決いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（古賀ひろ子）

説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑のある方はどうぞ。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子）

ないようです。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子）

討論なしと認めます。

これから、議案第52号 宇美町行政財産使用料条例の一部を改正する条例についてを採決します。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（古賀ひろ子）

起立全員です。したがって、議案第52号は原案のとおり可決されました。

ただいまから11時まで休憩に入ります。

10時48分休憩

.....

11時00分再開

○議長（古賀ひろ子）

休憩前に引き続き会議を再開します。

.....

日程第9. 議案第53号

○議長（古賀ひろ子）

日程第9、議案第53号 令和6年度宇美町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。野田住民課長。

○住民課長（野田幸二）

それでは、議案第53号について御説明いたします。

予算書の3ページをお開きください。

議案第53号 令和6年度宇美町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）。

令和6年度宇美町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は、歳入歳出それぞれ176万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ6億2,492万円とするものです。

本補正予算につきましては、事務量の増による時間外勤手当の増額及び令和5年度の決算による繰越額の確定等に伴う補正が主なものです。

それでは、歳出から御説明いたします。12ページ、13ページをお開きください。

1款1項1目一般管理費55万9,000円の増額は、被保険者数の増や保険証廃止などによ

る事務量の増加に伴い、時間外勤務手当の補正を行うものです。

次の２款１項１目後期高齢者医療広域連合納付金１２０万１,０００円の増額は、令和５年度の繰越金及び令和６年度事務費負担金の確定に伴うものです。

続いて、歳入の御説明をいたします。１０ページ、１１ページをお開きください。

３款１項１目一般会計繰入金１１６万７,０００円の増額は、歳出の一般管理費及び事務費負担金の増額に伴う補正です。

次の４款１項１目前年度繰越金は、令和５年度の決算により前年度繰越金の額が確定したことに伴い、５９万３,０００円の増額を行っております。

最後になりますが、１４、１５ページに給与費明細書をおつけしていますので、御確認ください。

以上で説明を終わりますが、御審議の上、可決いただきますようお願いいたします。

○議長（古賀ひろ子）

説明が終わりましたので、質疑に入ります。

質疑の方法についてお諮りします。歳入歳出一括質疑と総括質疑という順序で審議を行いたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子）

異議なしと認めます。それでは、歳入歳出一括質疑に入ります。質疑のある方はページ数をお示しの上、質疑をお願いします。質疑のある方はどうぞ。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子）

ないようです。歳入歳出一括質疑を終わります。

次に、総括質疑に入ります。質疑のある方はどうぞ。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子）

ないようです。総括質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子）

討論なしと認めます。

これから、議案第５３号 令和６年度宇美町後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）を採決します。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（古賀ひろ子）

起立全員です。したがって、議案第53号は原案のとおり可決されました。

日程第10. 議案第54号

○議長（古賀ひろ子）

日程第10、議案第54号 令和6年度宇美町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。野田住民課長。

○住民課長（野田幸二）

それでは、議案第54号について御説明いたします。

予算書の3ページをお開きください。

議案第54号 令和6年度宇美町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）。

令和6年度宇美町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）は、歳入歳出それぞれ5,259万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ40億136万7,000円とするものです。また、第2条では、債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額を定めております。

本補正予算につきましては、令和5年度の決算による繰越額の確定に伴う補正のほか、事務量の増による時間外勤務手当及び特定健康診査等事業費や保険給付費等の精算に伴う増額が主なものです。

それでは、歳出から御説明いたします。12、13ページをお開きください。

1款1項1目一般管理費163万1,000円の増額は、保険証廃止などによる事務量の増加に伴う時間外勤務手当や単価増による郵便料の補正を行うものです。

次の2目国民健康保険団体連合会負担金は、国保連合会に支払う負担金の額の確定により7万2,000円を減額しています。

次の2項1目賦課徴収費4万4,000円の減額は、決算見込みによる不用額を整理するものです。

次の3款1項1目医療給付費分は、歳入の補正に伴う財源更正です。

次の6款2項1目特定健康診査等事業費376万8,000円の増額は、特定健診受診者の増による委託料の増額及び駐車場誘導警備業務委託料の決算見込みにより不用額を減額するものです。

次の9款1項3目保険給付費等交付金償還金から8目前年度国庫支出金返還金までは、令和

5年度に交付を受けた補助金等が超過交付となったことに伴う償還金です。

続いて、歳入の説明をいたします。10ページ、11ページをお開きください。

3款2項3目社会保障・税番号制度システム整備費補助金804万8,000円の増額は、マイナンバーカードと健康保険証の一体化に伴うシステム改修等事業の補助金を当初、県補助金で計上していましたが、国庫補助金の対象となったことに伴い予算の組替えを行うものです。

次の4款1項1目保険給付費等交付金530万円の減額は、保険者努力支援の交付額決定による増額及び特別調整交付金の国庫支出金への組替えによる減額。また、歳出の特定健康診査等事業費の増に伴う負担金の増額により補正するものです。

次の5款2項1目国民健康保険財政調整積立基金繰入金758万7,000円の増額は、本補正予算による不足額を補正するものです。

次の6款1項1目前年度繰越金4,226万円の増額は、令和5年度決算の繰越額を計上しております。

次に、6ページをお開きください。

第2表の債務負担行為は、健康推進サポート事業について、期間を令和6年度から令和7年度まで限度額を100万円と定めるものです。

最後になりますが、補正予算書の16、17ページに給与費明細書を、18ページに事業一覧表を掲載しておりますので御参照ください。

以上で説明を終わりますが、御審議の上、可決いただきますようお願いいたします。

○議長（古賀ひろ子）

説明が終わりましたので、質疑に入ります。

質疑の方法についてお諮りします。歳入歳出一括質疑と総括質疑という順序で審議を行いたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子）

異議なしと認めます。それでは、歳入歳出一括質疑に入ります。質疑のある方はページ数をお示しの上、質疑をお願いします。質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子）

ないようです。歳入歳出一括質疑を終わります。

次に、総括質疑に入ります。質疑のある方はどうぞ。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子）

ないようです。総括質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

まず、原案に反対者の発言を許します。ありませんか。9番、鳴海議員。

○議員（9番 鳴海圭矢）

私は本案に反対の立場から発言をいたします。

この国保の補正の1号の中に予算としてマイナンバーカードと健康保険証の一体化の業務に関わる予算が含まれておりますが、御存じのとおり12月2日から紙の保険証は新規発行停止ということになっておりますが、これに関しては、石破茂首相も総裁選の前までは、紙の保険証を存続させる、そういう方向もあるんじゃないかということ saying 言っていたわけですね。総裁選に当選して首相になった途端、態度が変わったわけなんですけども。

このように紙の保険証をなくしてしまうということについては、多くの国民からも心配や懸念の声、あるいは医療現場ではトラブルも起きております。紙の保険証を存続させていけば、こういった業務や予算は必要ないというふうに私は考えておりますので、本来であれば、こういった予算は私は必要ないというふうに考えておりますので、この補正予算に関しては反対と立場を取ります。

以上です。

○議長（古賀ひろ子）

次に、原案に賛成者の発言を許します。2番、安川議員。

○議員（2番 安川禎幸）

本補正予算におきまして歳入で8,000万、マイナンバーカードと健康保険証の一体化業務関係補助金ということで組まれております。制度自体は12月1日から始まっております、これは従前より相当前よりきちんと周知もされておりましたし、マイナンバー手続されていない方については、資格証明書がきちんと発行されていて対策も取られているというところで、私はこれ全国的に行われていることなので、この予算がどうこうというところではないんじゃないかなというふうに感じるところです。したがって、賛成とさせていただきます。

○議長（古賀ひろ子）

次に、原案に反対者の発言を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子）

ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子）

これで討論を終わります。

これから、議案第54号 令和6年度宇美町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を採決します。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（古賀ひろ子）

起立多数です。したがって、議案第54号は原案のとおり可決されました。

日程第11. 議案第55号

○議長（古賀ひろ子）

日程第11、議案第55号 令和6年度宇美町上水道事業会計補正予算（第2号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。前田上下水道課長。

○上下水道課長（前田友博）

失礼いたします。議案第55号 令和6年度宇美町上水道事業会計補正予算（第2号）について御説明いたします。

予算書の3ページをお願いいたします。

第2条で、収益的収支の支出におきまして、既決予定額7億4,623万1,000円を77万5,000円増額補正いたしまして、7億4,700万6,000円とするものでございます。

第3条では、職員給与費を36万8,000円増額補正するものでございます。

それでは、予算書の6ページ、7ページをお願いいたします。

収益的収入及び支出の支出におきまして、1款水道事業費用1項営業費用1目原水及び浄水費の5節法定福利費、24節材料費まで合わせまして11万1,000円の増額は、浄水場職員の人件費の整理及び今後の原水修理に伴う資材の購入費について、年度末までを見据えた増額補正を行うものでございます。

3目総係費の2節手当、5節法定福利費まで合わせまして35万7,000円の増額は、年度末までを見据えた時間外勤務手当等の人件費の整理を行うものでございます。

5目減価償却費1節有形固定資産減価償却費30万7,000円の増額は、令和5年度の決算額の確定に伴い、資産取得等による減価償却費を補正するものでございます。

今回の補正により、本年度の収支は2,409万円余の純利益を見込まれるものでございます。

以上で説明を終わりますが、御審議の上、議決いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（古賀ひろ子）

説明が終わりましたので、質疑に入ります。

質疑の方法についてお諮りします。収益的支出、総括質疑という順序で審議を行いたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子）

異議なしと認めます。それでは、収益的支出の一括質疑に入ります。質疑のある方はどうぞ。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子）

ないようです。収益的支出の質疑を終わります。

次に、総括質疑に入ります。質疑のある方はどうぞ。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子）

ないようです。総括質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子）

討論なしと認めます。

これから、議案第55号 令和6年度宇美町上水道事業会計補正予算（第2号）を採決します。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（古賀ひろ子）

起立全員です。したがって、議案第55号は原案のとおり可決されました。

日程第12. 議案第56号

○議長（古賀ひろ子）

日程第12、議案第56号 令和6年度宇美町流域関連公共下水道事業会計補正予算（第2号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。前田上下水道課長。

○上下水道課長（前田友博）

それでは、議案第56号 令和6年度宇美町流域関連公共下水道事業会計補正予算（第2号）について御説明いたします。

予算書の3ページをお願いいたします。

第2条で、収益的収支の収入におきまして、既決予定額9億4,263万円を4,304万8,000円増額補正いたしまして9億8,567万8,000円に、支出で既決予定額8億5,569万7,000円を2,492万4,000円増額補正いたしまして8億8,062万1,000円とするものでございます。

第3条では、資本的収入におきまして、既決予定額4億7,648万4,000円を9,338万2,000円増額補正いたしまして、5億6,986万6,000円とするものでございます。資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1億9,927万7,000円は、現年度分損益勘定留保資金及び繰越利益剰余金処分額で補填することといたしております。

第4条では、職員給与費を8,000円増額補正するものでございます。

それでは、予算書の6ページ、7ページをお願いいたします。

収益的収入及び支出の収入におきまして、1款下水道事業収益1項営業収益3目他会計負担金1節他会計負担金3,961万8,000円の増額は、令和5年度多々良川流域下水道事業維持管理費の赤字負担金及び下水道工事に係る元利償還金の返済等により基準外繰出金として一般会計から受け入れる繰入金を増額補正いたしております。

2項営業外収益4目長期前受金戻入1節長期前受金戻入343万円の増額は、固定資産の減価償却費に含まれる補助金等相当額を収益化するもので、令和5年度の決算額の確定に伴いまして増額補正するものでございます。

支出に移りまして、1款下水道事業費用1項営業費用2目流域下水道維持管理負担金1節流域下水道維持管理負担金2,688万4,000円の増額は、多々良川流域下水道事業維持管理に要する費用が、人件費や物価高騰など社会情勢の変化に伴いまして令和5年度の維持管理費に生じた赤字分を福岡県及び関連6町で負担するものでございます。

3目総係費の2節手当、5節法定福利費まで合わせまして8,000円の増額は、職員手当等の人件費の整理を行うものでございます。

4目減価償却費1節有形固定資産減価償却費3万円の増額は、令和5年度の決算額の確定に伴い資産取得等による減価償却費を補正するものでございます。

5目資産減耗費1節固定資産除却費2,000円の増額は、下水道公用車の廃車に伴いまして、資産の除却費を補正するものでございます。

2項営業外費用2目消費税及び地方消費税1節消費税及び地方消費税200万円の減額は、今回の補正予算を含めた納付額を整理したものでございます。

予算書の8ページ、9ページをお願いいたします。

資本的収入及び支出の収入におきまして、1款資本的収入2項他会計負担金1目他会計負担金1節他会計負担金9,338万2,000円の増額は、収益的収入で御説明いたしました令和5年

度多々良川流域下水道事業維持管理費の赤字負担金及び下水道工事に係る元利償還金の返済等により基準外繰出金として一般会計から受け入れる繰入金を増額補正いたしております。

なお、収益的収入と資本的収入の額につきましては、元金及び利子分の償還金比率により案分いたしております。

今回の補正により、本年度の収支は1億763万円余の純利益が見込まれるものでございます。

以上で説明を終わりますが、御審議の上、議決いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（古賀ひろ子）

説明が終わりましたので、質疑に入ります。

質疑の方法についてお諮りします。収益的収入及び支出・資本的収入の一括質疑と総括質疑という順序で審議を行いたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子）

異議なしと認めます。それでは、収益的収入及び支出・資本的収入の一括質疑に入ります。質疑のある方はどうぞ。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子）

ないようです。収益的収入及び支出・資本的収入の一括質疑を終わります。

次に、総括質疑に入ります。質疑のある方はどうぞ。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子）

ないようです。総括質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子）

討論なしと認めます。

これから、議案第56号 令和6年度宇美町流域関連公共下水道事業会計補正予算（第2号）を採決します。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（古賀ひろ子）

起立全員です。したがって、議案第56号は原案のとおり可決されました。

日程第13. 議案第57号

○議長（古賀ひろ子）

日程第13、議案第57号 令和6年度宇美町一般会計補正予算（第7号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。工藤企画財政課長。

○企画財政課長（工藤正人）

失礼いたします。それでは、議案第57号 令和6年度宇美町一般会計補正予算（第7号）の説明をさせていただきます。

予算書の3ページをお願いいたします。

令和6年度宇美町一般会計補正予算（第7号）は、歳入歳出それぞれ4億4,979万6,000円を追加し、予算総額を157億7,514万3,000円とするものです。

また、第2条で債務負担行為の補正、第3条で地方債の補正を提案いたしております。

なお、各款にわたります人件費の補正につきましては、説明のほうを割愛させていただくことを御了承いただきたいと思います。

それでは、歳出から説明をさせていただきます。資料につきましては、ファイルのそのすぐ下にあります12月議会議案資料綴一般会計補正予算（第7号）事業一覧表を御参照いただければと思います。

それでは、予算書の26、27ページをお願いします。

1款議会費1項議会費1目議会費、003議会運営経費では、議会広報編集用ノートパソコン6台の購入費100万円を計上しています。

2款総務費1項総務管理費1目一般管理費、右下の002人事秘書関係経費では、応募者数増に伴う職員採用試験事務手数料30万3,000円の増額や、次の28、29ページ、全部署に共通する会計年度任用職員の雇用に係る事務等の効率化を図るため、庶務事務に精通する人材を臨時的に確保する人材派遣業務委託料48万4,000円などを計上いたしております。

003福利厚生・職員研修費は、不用額の減額整理、次の005総務事務関係経費では、不足が見込まれます消耗品費を7万3,000円、郵便料を3万3,000円増額する一方、総務課事務等業務委託料の執行残60万円を減額整理いたしております。

5目財産管理費、001庁舎維持管理費では、不足が見込まれます電気代を23万7,000円、水道代を17万4,000円増額。次の004公有財産管理費では、不足が見込まれます修繕料（その他物品）を19万1,000円増額。最低賃金の上昇などにより不足いたします町有地清掃管理業務委託料を66万7,000円増額。次の30、31ページ、雑草対策としまして、町有地に張る防草シート等を購入いたします工事材料費24万5,000円を計上いたしております。次の005JR宇美駅前広場運営経費1万5,000円は、キッチンカー等の出店に係る予約申込みが無料プランの上限50件を超える状況にあることから、1月から3月の3か月分のシ

システム利用料を計上するものでございます。００６（公財）宇美町コミュニティ・センター関係経費では、最低賃金の引上げにより不足いたします運営費補助金を１９８万２，０００円増額いたしております。

１つ飛ばしまして、７目電子計算費、００１情報システム管理費では、執行残の整理のほか、ＬＧＷＡＮ系サーバのアップデート作業を委託する電算関係業務委託料２１万４，０００円と、新年度に向け新規パソコン１５台の３月、１か月分のリース料９万７，０００円を計上しております。００２情報システム共同化事業費では、予防接種業務と母子保健業務の中間サーバへの情報連携に係ります電算システム改修業務委託料（単独）を６８万１，０００円計上しております。

８目自治振興費、００１地域コミュニティ支援事業費４１万８，０００円は、８月に上陸した台風１０号の影響で屋根の一部が剥がれた新成生活館の修繕料です。

３２、３３ページをお願いします。

１０目交通安全対策費、００１交通安全対策事業費７万円は、不足が見込まれる消耗品費の増額。次の１１目防犯対策費、００１防犯対策事業費１００万円も不足が見込まれる電気代の増額補正でございます。

２項徴税费１目税務総務費、右下の００２税務事務関係経費では、確定額に合わせ負担金を増減額するとともに、決算を見込みまして、過誤納税金還付金・還付加算金を２１４万２，０００円増額いたしております。

３４、３５ページ、２目賦課徴収費、００１町民税賦課経費では、２月からの確定申告に向け税理士を１名増員するため、税理士派遣業務委託料を２８万６，０００円増額、１月から始まる当初課税業務に向け、課税事務員派遣業務委託料を１３２万７，０００円計上、確定申告にライン予約を追加するための業務委託料を１７万６，０００円計上いたしております。次の００２固定資産税賦課経費は、執行残の減額整理となっています。

３項戸籍住民基本台帳費１目戸籍住民基本台帳費、００２戸籍住民基本台帳管理費８０万８，０００円の減額は、不用となった戸籍事務遠隔支援サービス業務委託料を全額減額するもので、次の００３住居表示関係経費では、不足が見込まれます郵便料を３，０００円増額いたしております。

３６、３７ページをお願いします。

３款民生費１項社会福祉費１目社会福祉総務費、００３民生委員・児童委員支援事業費は、額の確定により負担金を減額整理いたしております。

４目障害者福祉費、００２障害児施設給付事業費では、利用者数増に伴い、障害児施設給付費を７，８４３万円増額、前年度国庫及び県支出金返還金を計５４０万円計上。００３障害者自立支援給付事業費も利用者数増に伴い、審査支払手数料を５万２，０００円、障害者自立支援給付

費を8,118万9,000円増額、前年度国庫及び県支出金返還金を計303万9,000円計上いたしております。004障害者医療給付事業費は、公費負担がない生活保護者の給付費が増加したことにより、療養介護医療費を824万2,000円増額、前年度国庫及び県支出金返還金を計1,287万6,000円計上しています。005障害者地域生活支援給付事業費も、次の38、39ページ、利用者数の増に伴い地域生活支援給付費を310万5,000円増額、前年度国庫及び県支出金返還金を10万5,000円計上しております。009障害者福祉関係経費は、不足が見込まれます郵便料と駐車料を増額いたしておるところでございます。

5目高齢者福祉費、001高齢者福祉事業費は全て執行残の減額整理です。

6目高齢者福祉施設費、001老人福祉センター運営経費17万2,000円は、不足が見込まれます電気代の増額補正です。

8目後期高齢者医療費、001後期高齢者医療関係経費616万3,000円は、令和5年度の負担金の確定によりまして、追加納付が必要となった前年度福岡県後期高齢者医療広域連合療養給付費負担金でございます。002後期高齢者医療特別会計繰出金は、特別会計の補正予算編成に伴いまして116万7,000円を追加で繰り出すものでございます。

40、41ページをお願いします。

2項児童福祉費1目児童福祉総務費、002子ども医療支援経費では消耗品費1万4,000円と、受診件数が増加見込みであることから子ども医療費806万円の増額を行っております。

この後3件は、前年度の国庫や県の支出金の返還金が続いておりまして、009が124万4,000円、010が601万7,000円、011が274万円となっております。

2目児童手当費、001児童手当関係経費も同様に、前年度国庫及び県支出金返還金で、計28万9,000円を計上しております。

3目ひとり親家庭等医療費、001ひとり親家庭等医療支援経費105万8,000円は、次の42、43ページ、受診件数が増加見込みであることから、ひとり親家庭等医療費を増額補正するものでございます。

4目子育て支援事業費、001放課後児童健全育成事業費119万6,000円は前年度県支出金返還金、004子育て支援関係経費11万7,000円は託児対象児の増加による託児業務委託料の増額補正でございます。

5目保育園費、001町立保育園運営経費では、不足が見込まれます電気代、自動車借上料、保育園整備工事請負費（単独）を増額する一方で、一部不用額の減額整理を行っておるところでございます。

44、45ページをお願いします。

002特定教育・保育施設運営経費387万8,000円と、次の006届出保育施設等事業

費１０３万７，０００円は、前年度国庫及び県支出金返還金でございます。

６目児童福祉施設費、００１こども療育センター運営経費２３万７，０００円は、不足が見込まれる電気代の増額。次の００３こども教育総合支援センター管理費では、破損しているテーブルのキャスター４８個を購入する消耗品費９万１，０００円のほか、不足が見込まれる燃料費を７，０００円、修繕料（施設・設備）を４７万８，０００円増額いたしております。

４款衛生費１項保健衛生費１目保健衛生総務費、００２母子衛生事業費１８４万８，０００円は、受診者数が増加傾向にあることなどによる妊婦健康診査業務委託料の増額補正です。００３保健衛生事業費では、次の４６、４７ページ、不足が見込まれますトレーニングルームの機器の修繕料を１０万円、コードレスバイク８台の購入費１７０万２，０００円、前年度国庫及び県支出金返還金７万９，０００円を増額する一方、年度末の実績を見込み、各種がん検診業務委託料など委託料を合計６０１万９，０００円減額するなどの整理を行っております。

次の４８、４９ページ、３目予防費、００１予防接種事業費では、接種率向上のため接種勧奨の内容等を見直し周知を行った結果、接種回数が大幅に増えたことにより、子宮頸がんワクチン（キャッチアップ）接種業務委託料を９９４万３，０００円増額、前年度国庫及び県支出金返還金を４９万３，０００円計上、その他執行見込みにより、抗体検査業務委託料などの減額整理を行っているところです。００３新型コロナウイルスワクチン接種事業費１，２１４万７，０００円は、前年度国庫支出金返還金でございます。

４目環境衛生費、００２畜犬衛生費６万円は、不足が見込まれます郵便料の増額補正でございます。

２項清掃費２目美化推進費、００１美化推進事業費４７万６，０００円は、ごみ出しカレンダー配布業務委託料不足分の増額補正です。

３目塵芥処理費、００１ごみ処理事業費９８万７，０００円の減額は、次の５０、５１ページ、ごみ袋等製作業務委託料の執行残の整理。００２最終処分場運営経費では、不足が見込まれます電気代を８７万１，０００円、剪定樹木等資源化業務委託料を１００万円増額するほか、執行残の減額整理を行っています。

６款農林水産業費１項農業費１目農業委員会費と、１つ飛ばしまして、３目農業振興費は、不足が見込まれます郵便料の増額補正。５目農地費、００１農業基盤保全事業費では、事業費確定に伴い金坪池改修事業費負担金を２４万円減額いたしております。

５２、５３ページをお願いします。

中段のところになりますが、８款土木費２項道路橋りょう費の２目道路橋りょう維持費、００１道路橋りょう維持管理費では、不足する消耗品費を１６万５，０００円、業務量の増加により道路等維持補修業務委託料を５４５万円、同じく不足が見込まれる町道補修原材料費を

12万4,000円それぞれ増額補正いたしております。

5項都市計画費、一番下の4目公共下水道費、001流域関連公共下水道事業会計繰出金は、次の54、55ページ、先ほどの下水道事業会計のほうでも説明がありましたが、前年度の多々良川流域下水道事業の赤字補填のための追加負担金や、当町の下水道事業会計の本年度末の資金等を見て、不足見込みであります計1億3,300万円を下水道事業会計に追加で繰出しをするものでございます。

5目公園費、001公園管理・整備事業費では、不足が見込まれる公園の電気代を26万円、現場対応の増などにより公園整備業務委託料を99万9,000円増額。また、公園遊具等点検業務委託料の執行残46万7,000円の減額整理を行っています。

6項住宅費1目住宅管理費、002町営住宅維持管理費では、不足が見込まれる電気代を9万4,000円、修繕料を150万円増額し、昭和町町営住宅受水槽清掃業務委託料の執行残6万7,000円を減額整理いたしております。

56、57ページをお願いします。

9款消防費1項消防費4目防災対策費、001防災対策事業費211万円は、企業版ふるさと納税で防災関係のプロジェクトに対し200万円の寄附があったことから、これを活用して、避難所用の気化式冷風機14台を購入するものでございます。

10款教育費1項教育総務費2目事務局費、002事務局運営経費では、印刷製本費の不用額3万3,000円を減額、郵便料の不足見込額である1万円を増額補正いたしております。

3目教育支援事業費、001学校教育推進事業費189万3,000円の減額は、使用料及び賃借料の執行残の減額整理です。003読書活動推進事業費では、次の58、59ページ、郵便料を1,000円増額。004保健・安全対策事業費30万7,000円の減額は、全て執行残の減額整理でございます。

2項小学校費1目学校管理費、002宇美小学校管理費369万8,000円は、不足が見込まれる電気、ガス、水道代の増額補正です。003宇美東小学校管理費は、電気代を309万8,000円増額するほか、教室扉10か所の修繕料（施設・設備）を51万7,000円、校内にある危険な樹木の伐採に係る高木伐採業務委託料を49万5,000円、1階教室床に換気設備を設置する学校整備工事請負費（単独）を286万4,000円計上いたしております。

60、61ページ、004原田小学校管理費321万円は、電気、ガス代、修繕料（施設・設備）の増額補正。005桜原小学校管理費では、電気代を341万8,000円、ガス代を29万7,000円増額。次年度に向け特別支援学級を2教室増設する必要があるため、教室間仕切り設置工事等の学校整備工事請負費（単独）を1,002万4,000円計上いたしております。006井野小学校管理費も電気代を251万9,000円、修繕料（施設・設備）を20万

円増額、損害賠償案件のありました正門を改修する学校整備工事請負費（単独）を194万7,000円計上いたしております。

2目教育振興費、004原田小学校教育振興費では、不足が見込まれるコピー機使用料を3万9,000円、006井野小学校教育振興費では、郵便料1万円それぞれ増額いたしております。

3項中学校費1目学校管理費、002宇美中学校管理費では、次の62、63ページ、不足が見込まれる電気、ガス、水道代と修繕料（施設・設備）で計497万8,000円を増額。また、寄附金を活用して竿頭を購入する学校用器具費11万8,000円を計上しております。

003宇美東中学校管理費も電気代を292万8,000円増額、寄附金を活用して、イージーシステムパネルを購入する学校用器具費10万6,000円を計上。004宇美南中学校管理費も電気代338万8,000円と水道代23万8,000円を増額、緊急放送設備を改修する学校整備工事請負費（単独）を187万円計上。備品購入費ではバレーボール支柱購入費14万7,000円と、寄附金を活用してブラックフレームテーブルなどを購入する学校用器具費10万8,000円を計上いたしております。

2目教育振興費、003宇美東中学校教育振興費19万4,000円は、不足が見込まれる電話料とコピー機使用料の増額補正。次の64、65ページ、004宇美南中学校教育振興費5万6,000円もコピー機使用料の増額補正でございます。中段の5項幼稚園費1目幼稚園費、003施設等利用給付費410万5,000円は、前年度国庫及び県支出金返還金でございます。

6項社会教育費1目社会教育総務費、次の66、67ページ、005社会教育関係経費では、電話料を1万円増額するほか、購入を予定しています2トントラックの納車が遅れていることから、既存車両の車検に必要な経費を計上いたしております。006二十歳のつどい事業費1万6,000円は、謝礼金と郵便料の増額補正です。

2目青少年教育費、001青少年教育事業費では、ジュニアリーダーズクラブの定例会等で準備する茶菓子代を1万5,000円計上。003土曜子ども教室事業費では、郵便料を1万5,000円増額いたしております。

3目人権教育費、001人権教育事業費では、郵便料を1万円増額、県団体主催の講演会で使用するバスの借上料を14万3,000円減額いたしております。

4目公民館費、002中央公民館・住民福祉センター管理費では、電気代を46万9,000円増額、次の68、69ページ、委託料の執行残を1万6,000円減額いたしております。

5目図書館費から——ここからは不足見込み額の増額補正が続きます。002図書館管理費では、コピー機使用料を2万9,000円。

6目社会教育施設費、001地域交流センター管理費では、電気代、水道代、修繕料（施設・設備）で計232万4,000円。002研修所施設管理費では、電気代を13万9,000円。

9目歴史民俗資料館費、002歴史民俗資料館管理費では、電気代を8万6,000円増額いたしております。

7項保健体育費1目保健体育総務費、次の70、71ページ、002体育振興事業費と004保健体育関係経費は、執行残の減額整理でございます。

2目体育施設費、001総合スポーツ公園管理費では、最低賃金の増により不足が見込まれる清掃業務委託料を1万5,000円増額。002原の前スポーツ公園管理費では、電気代を42万2,000円、同様の理由で清掃業務委託料8,000円増額、井水ポンプに不具合が発生し、水を供給できない事案が発生しているため、井水ポンプ設備改修工事費を163万4,000円計上。003宇美南町民センター管理費では、電気代を97万8,000円、清掃業務委託料を3,000円増額。004武道館管理費は、ガス代を63万6,000円、清掃業務委託料を2,000円増額いたしております。

次の72、73ページ、005その他体育施設管理費も電気代、水道代で計62万3,000円増額。清掃業務委託料は、こちらは契約差金などがございまして3万8,000円の減額を行っております。006体育施設関係経費60万円は、弓道場屋外トイレ自動水栓等の修繕料でございます。

3目学校給食費、001学校給食管理費1,266万2,000円の減額は、小学校給食調理等業務委託料の執行残の整理で、002小学校給食運営費では、不足が見込まれます修繕料（その他物品）を70万円増額、井野小学校給食調理室内牛乳保冷库購入費を71万円計上いたしております。

次の74、75ページ、12款公債費1項公債費では、本年度の償還額確定によりまして、1目元金を336万9,000円、2目利子を57万6,000円増額いたしております。

歳出は以上でございます。

続きまして、歳入の説明をさせていただきますので、14、15ページをお願いいたします。

まず、1款町税は、調定額及び収納率の見直しによりまして、1項町民税を2,000万円、2項固定資産税を1,300万円増額しております。

9款地方特例交付金では、交付額の確定により新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金を1,549万1,000円計上しています。

12款分担金及び負担金2項負担金4目衛生費負担金109万2,000円の減額は、年度末の実績を見込み、各種がん検診等の個人負担金を整理するものです。

16、17ページをお願いします。

13款使用料及び手数料1項使用料2目総務使用料、宇美駅前広場使用料6万円は、キッチンカー等の出店に係る使用料でございます。

14款国庫支出金1項国庫負担金1目民生費国庫負担金3節障害者福祉費負担金8,392万9,000円は、歳出の増に伴いそれぞれの負担金を増額するもの、5節施設型給付費等負担金6,000円と、次の6目教育費国庫負担金6節施設等利用給付費負担金1万5,000円は、前年度の実績によりまして追加交付をされるものでございます。

2項国庫補助金3目民生費国庫補助金1節障害者福祉費補助金108万6,000円は、歳出の増に伴うもの。

次の18、19ページ、3節地域子ども・子育て支援事業費補助金は、額の確定及び予算の組替えにより、利用者支援事業費補助金の母子保健型を327万7,000円減額、こども家庭センター型を514万2,000円計上し、また子育て世帯訪問支援事業費補助金を1万8,000円追加計上いたしております。

7節児童虐待防止対策等総合支援事業費補助金188万4,000円の減額は、先ほどの3節に予算を組み替えたことによるものでございます。

4目衛生費国庫補助金1節母子衛生事業費補助金は、妊婦訪問支援事業費補助金を9,000円追加計上。それから2節保健衛生事業費補助金7万5,000円の減額は、額の確定によるものでございます。

15款県支出金1項県負担金1目民生費県負担金3節障害者福祉費負担金4,196万4,000円は、国庫負担金と同様に歳出の増に伴いそれぞれの負担金を増額するもの、8節施設型給付費等負担金3,000円は前年度実績により追加交付されるもの、3目衛生費県負担金36万5,000円の減額は額の確定によるもの、6目教育費県負担金7,000円も前年度の実績により追加交付されるものでございます。

20、21ページをお願いします。

2項県補助金3目民生費県補助金2節障害者福祉費補助金54万3,000円は、歳出の増に伴うもの、3節重度障がい者医療費支給事業費補助金21万5,000円は、前年度事業費確定に伴い交付されるもの、4節高齢者福祉費補助金7万5,000円の減は、歳出の減に伴うものでございます。それから、5節子ども医療費支給事業費補助金では、歳出の増に伴い医療費補助金を403万円増額、前年度事業費確定に伴い前年度医療費補助金を116万9,000円計上いたしております。

6節ひとり親家庭等医療費支給事業費補助金においても、同様に歳出の増に伴い医療費補助金を52万9,000円増額、前年度事業費確定に伴い前年度医療費補助金を30万3,000円計上いたしております。7節地域子ども・子育て支援事業費補助金188万3,000円の増額は、国庫補助金と同様に、額の確定及び予算の組替えを行ったことによるものでございます。

5目農林水産業費県補助金21万5,000円は、花の苗代等に充てられます県産花苗消費定

着対策事業費補助金でございます。

17款寄附金1項寄附金2目指定寄附金では、中学校費寄附金を35万3,000円、保健衛生費寄附金を60万9,000円計上、次の22、23ページ、4目企業版ふるさと応援寄附金では、10月末までの実績に合わせまして、安心して子どもを産み育てることができる事業を450万円、誰もが安心して暮らし活躍できる事業を200万円計上いたしております。

18款繰入金2項基金繰入金1目財政調整基金繰入金2億5,488万4,000円は、本補正予算の財源とするため基金の取崩しを行うものです。9目ふるさと応援基金繰入金12万8,000円の減額は、当初基金を充当しておりました事業の一部が本補正予算で増減していることなどにより、それに合わせて補正を行っているものでございます。

20款諸収入7項雑入8目雑入の4節財産管理雑入98万2,000円は、公用車修理に係る自動車損害共済金、13目後期高齢者医療雑入242万2,000円は、過年度分の後期高齢者医療費事務費負担金の返還金、20節林業雑入46万4,000円は、送電線下接近樹木の伐採に伴う補償費、31節保健体育雑入4万円の減額は、少年相撲教室終了に伴います整理でございます。

24、25ページをお願いします。

21款町債1項町債5目農林水産業債は、起債の種類を変更し事業費に合わせるもので、公共事業等債を1,060万円減額し、反対に防災・減災・国土強靱化緊急対策事業債を690万円、防災対策事業債を460万円それぞれ増額しておりまして、差引き90万円の増額補正というふうになっております。

次に、8ページをお願いいたします。

第2表債務負担行為補正。1、追加の1件目は、ふるさと宇美町応援寄附事業運営業務で、期間を令和6年度から令和9年度まで、限度額を運営代行契約に基づく業務代行費用とするもの。

2件目は、子宮頸がんワクチン接種（キャッチアップ）フォロー事業で、期間を令和6年度から令和7年度まで、限度額を300万円とするもの。

3件目は、健康推進サポート事業で、期間を令和6年度から令和7年度まで、限度額を600万円とするもの。

4件目は、令和6～7年度（仮称）宇美町スマートインターチェンジ設置検討調査業務で、期間を令和6年度から令和7年度まで、限度額を747万7,000円とするもの。

5件目は、武道館外壁・屋根及び内部等改修事業で、期間を令和6年度から令和7年度まで、限度額を3億1,900万円とするものでございます。

次に、右側の9ページをお願いします。

第3表地方債補正は、追加1件、変更2件を提案するもので、1、追加は、起債の目的が防災

対策事業債、限度額を460万円と定めるもので、起債の方法、利率、償還の方法は、他の地方債と同じ内容で定めるものでございます。

2、変更は、限度額を変更するもので、公共事業等債は7,220万円を6,160万円に、防災・減災・国土強靱化緊急対策事業債は1億620万円を1億1,310万円にそれぞれ変更するものでございます。

最後になりますが、予算書の後ろのほう76、77ページに今回の補正に係る給与費明細書を、その次の78、79ページには、先ほど説明いたしました債務負担行為の追加に関する調書、最後の80ページには、地方債の現在高の見込みに関する調書を記載しておりますので、御参照ください。

以上で説明を終わりますが、御審議の上、可決いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（古賀ひろ子）

説明が終わりました。

ただいまから13時まで休憩に入ります。

11時59分休憩

.....

13時00分再開

○議長（古賀ひろ子）

休憩前に引き続き会議を再開します。

それでは、質疑に入ります。

質疑の方法についてお諮りします。歳入と歳出に区別の上、歳出は適宜こちらで指示し、歳入一括、最後に総括質疑という順序で審議を行いたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子）

異議なしと認めます。それでは、歳出1款議会費から4款衛生費までの質疑に入ります。予算書26ページから51ページ上段までの間でページ数をお示しの上、質疑をお願いします。質疑のある方はどうぞ。2番、安川議員。

○議員（2番 安川禎幸）

2番、安川禎幸です。予算書の29ページ、事業一覧の2ページですけど、人材派遣業務の委託料。今、この改善事項を見ますと、会計年度任用職員の事務の簡素化あるいはオンライン化を図るということですけど、現在、会計年度さんも相当な人数の方がおられると思いますが、現在の人数と、あと事務の改善内容について説明をお願いします。

○議長（古賀ひろ子）

八島総務課長。

○総務課長（八島勝行）

会計年度任用職員の人数ということでございますけども、全体の総数については正確には把握しておりませんが、200人以上おられるということになっております。

あと、事務の改善の方法でございますが、職員に関する任用関係の事務ですね、こういったものについてはシステムを導入しておりまして、手続についてもオンラインでの手続ができるんですけども、会計年度任用職員の任用関係とか出退勤管理、出張、そういったものについては全て紙で今手続を行っております。これについても職員と同様に、システムに組み込んで電子的に手続ができるように事務の改善を行うことを考えているところでございます。

○議長（古賀ひろ子）

安川議員。

○議員（2番 安川禎幸）

ありがとうございます。時々感じることもなんですけど、私たちが役場に入った頃というのは5時で退庁して、役場はいいね、5時で帰れるけんとかいうことでしたけど、今、夜8時、9時になっても庁舎の電気が赤々となついたりします。この時期は予算とかつくっているのかなと思っているんですけど、やはり職員の方も大変だなと思うところです。

今回の補正見ましても、時間外の予算がかなり計上されているようですので、こういうふうな改善を今後も進めていただきたいというふうに思います。よろしくお願いします。回答は要りません。

○議長（古賀ひろ子）

ほかにはありませんか。3番、高橋議員。

○議員（3番 高橋紳章）

予算書の37ページで、事業一覧では5ページですね。障がい者の施設給付金の事業についてちょっとお尋ねしたいんですが、本町内でどれだけのこういう障がい者さんの施設があって、どれぐらいの方が利用されているかというのを教えてくださいたいと思いますが。

○議長（古賀ひろ子）

佐伯福祉課長。

○福祉課長（佐伯剛美）

失礼いたします。障害者施設給付費の関係ですけれども、サービスに関しましては大きく5つに分かれております。事業一覧表のほうにも書いておりますが、サービスの利用が増えたことによる増額補正ということでございますが、利用者に関しては、人数の把握が今ここではちょっと手持ちがありませんが、金額ベースによる増額という形になっておりますので、今町内にどれだ

けの方がいらっしゃるというところは、後で御報告させていただけたらと思います。申し訳ございません。

○議長（古賀ひろ子）

高橋議員。

○議員（3番 高橋紳章）

利用者の人数もそうですけれども、町内にどれぐらいの施設が、利用されている施設があるかというのもお答え願えますか。分からなければ後ほどでもいいんですが。

○議長（古賀ひろ子）

佐伯課長。

○福祉課長（佐伯剛美）

申し訳ございません、後ほど回答させていただきます。

○議長（古賀ひろ子）

ほかにはありませんか。9番、鳴海議員。

○議員（9番 鳴海圭矢）

9番、鳴海です。予算書のページ数でいきますと31ページになりますね。ここでコミュニティー・センターの運営費補助金というところで、最低賃金が51円引き上げられたので992円になったので、それに伴って増額するというふうになっております。

今、物価高騰非常に厳しい状況になっておりまして、今この最低賃金上がったこと自体は私は喜ばしいことだと思うんですけども、しかし、この最低賃金が992円だと、8時間働いたとしても、これじゃあ、なかなかちょっと生活厳しいというのが私は実情ではないかなと思います。これは最賃、早急に1,500円とかそんぐらいにしないと、ちょっと生活ができないんじゃないかと思っております。

それは置いといて、これはあくまで最低賃金、最賃ですので、人材の確保するとか生活を保障する上で、町としてこの最賃の上に幾らかでも上乘せして支払うという考えはないでしょうか。

○議長（古賀ひろ子）

矢野管財課長。

○管財課長（矢野量久）

失礼いたします。コミュニティー・センターに関する補助金の上乗せに関するということになると思いますが、最低賃金に関しましては、ちょっと我々がどうのこうのという話では当然ございませんし、コミュニティー・センターのほうでの賃金の設定自体が、そもそも福岡県の最低賃金を基に算出されて、いろんな労務の種類に応じた単価が採用されているというようなことを聞き及んでおります。こちらに関してもコミュニティー・センターの単価の採用ですので、

町でその単価についてもっと上げるべきだとか、そのような話はちょっと適當ではないのかなというところになるのかなと思います。

コミセンに関しましての単価に関しての回答としては、そのような形でしかちょっと申し上げられないのかなというところで御理解いただければと思います。

○議長（古賀ひろ子）

ほかにはありませんか。5番、平野議員。

○議員（5番 平野龍彦）

気になる点が39ページの予算書ですね、中段、高齢者福祉事業費について少しお伺いしたいと思います。

宇美町のシニアクラブへの補助金がマイナス14万。先ほどの説明では執行残となっておりまして、内容といえますか、もう少し詳しく教えていただければと思います。

○議長（古賀ひろ子）

水野健康課長。

○健康課長（水野治也）

失礼いたします。シニアクラブの補助金の件に関しまして、健康課から回答させていただきます。

一応予算編成ではですが、当初予算では、クラブ数が13クラブ、会員数を420人といった形で予算編成をしておりましたけれども、結果、令和6年度の実態といたしましては、一部解散等もありまして11クラブ、会員数は324という形で数字が確定したことによる減額補正という形になっております。

以上です。

○議長（古賀ひろ子）

ほかにはありませんか。11番、藤木議員。

○議員（11番 藤木 泰）

予算者のページ数、31ページと、もう一点、35ページにも同じようなものがあるんですが、情報システム管理費の委託料ですが、デジタルデバイド対策業務委託料、これが当初予算で計上されてあると思うんですが、これが全て減額というような予算措置が行われておるようです。

それと同じく35ページですが、これも戸籍事務遠隔支援サービス業務委託料。これも全てこの補正予算で減額されてあると。この減額の理由を教えてくださいなんですが。

○議長（古賀ひろ子）

八島総務課長。

○総務課長（八島勝行）

まず、予算書31ページのデジタルデバイド対策業務委託料、この減額について説明をさせていただきます。

この予算につきましては、DXが今進展する中、スマートフォンとかそういった電子機器を使うことが難しい方に対して、できるだけ利用の裾野を広げようということで、高齢者向けのスマートフォン講座、そういったものを念頭に予算化したものでございますが。今年度、総務省のデジタル活用支援推進事業これを活用いたしまして、このデジタルデバイド対策のスマートフォン講座を携帯ショップの方を講師に招きまして、国の補助を受けながら実施することができましたので、全額これが不用となったため予算を落としているところでございます。

実績としましては、延べ11日間講座を開催しまして、参加者全部で399名に参加いただいているところでございます。

以上でございます。

○議長（古賀ひろ子）

野田住民課長。

○住民課長（野田幸二）

戸籍事務遠隔支援サービス業務委託料80万8,000円の減額でございますが、これは、前年度から他市町村で受けた戸籍の入力業務を委託しておりましたが、令和6年3月の戸籍法の改正によりまして、委託予定であった入力業務が大幅に減少したため、今年度においては委託契約を結んでいないことから全額減額するものでございます。

○議長（古賀ひろ子）

藤木議員。

○議員（11番 藤木 泰）

当初予算時点で、そのことが、例えば戸籍の入力が減るとか、そういうことは予想できなかったんですかね。

それと、デジタルデバイドのほうですが、当然委託料なりを補正を組んで別の項目で上げてあると思うんですが、その時点でこの減額というのは考えられなかったんですか。

○議長（古賀ひろ子）

八島総務課長。

○総務課長（八島勝行）

まず、スマートフォン講座のデジタルデバイド対策の関係でございますが、これにつきましては実施が8月から9月にかけて行ったものでございますけども、その時点で追加の講座とか、その他もろもろ必要である可能性もあったということで、一旦予算を減額することは考えておりませんでした。今、全ての講座が終わったところで、追加の予算等が必要がないということで、今

回減額補正をさせていただいたとこでございます。

○議長（古賀ひろ子）

野田住民課長。

○住民課長（野田幸二）

当初予算につきましては、令和5年12月頃、予算編成しておりますが、その時点では、法改正の内容等について詳しく情報はありませんでしたし、改正されたのもその後となりましたので、予算ではこのような金額で上げておりました。

○議長（古賀ひろ子）

ほかにはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子）

ないようです。歳出1款議会費から4款衛生費までの質疑を終わります。

次に、歳出6款農林水産業費から12款公債費までの質疑に入ります。予算書50ページ下段から75ページまでの間でページ数をお示しの上、質疑をお願いします。質疑のある方はどうぞ。3番、高橋議員。

○議員（3番 高橋紳章）

予算書で53ページで、事業一覧では14ページ、道路橋りょう維持管理費の中で補正予算545万補正されているんですけども、延べ作業人数の当初よりも332人も急に増えている、見直し増されているんですが、これはどのような内容での増なのか。工事内容が分かればお教えいただきたいのですが。

○議長（古賀ひろ子）

藤木都市整備課長。

○都市整備課長（藤木義和）

お答えさせていただきます。

この事業につきましては、粕屋郡高齢福祉事業団に委託している道路及び水路等の清掃、補修、草刈り、そういった道路の維持管理における全般の業務を委託をしております。

今回、人数でいきますと見直し後940人ということで出しておりますけれども、この大きく人数が増えた要因というのは、まず今年の夏というのは酷暑と言えるような暑い状況でございました。そういった中で熱中症対策で休憩を取りなさいとかというように指示をしております。その中でやはり作業効率が落ちていく。そうなってくると、なかなか進むものも進まないということで、人数が増えていくというのがまず1点。

それから先ほどお話ししたように、酷暑ということで草の伸びが異常に早かったということで、

通常であれば年2回、3回で済むところを3回、4回切らないといけない。そういったものが、地域住民の皆さんから要望が上がってきて、そういった草刈りとか道路の清掃、雨が降った後には側溝の清掃、落ち葉等の側溝清掃等も行っておりますので、そういったもので作業量が増えたということで、予定人員が増えていったということが原因となっております。

○議長（古賀ひろ子）

3番、高橋議員。

○議員（3番 高橋紳章）

この内容から見ていると、草刈りとか、一切事業概要の中には書いてなかったんで、路面とか道路とかの補修工事、それから一般の施設の維持管理、維持補修ということになっているんですね。例えばガードパイプとか老朽管の取替えとかいうふうに私は受け取っていたんですが、それじゃないわけですね。

○議長（古賀ひろ子）

藤木課長。

○都市整備課長（藤木義和）

路面補修というところも含まれております。それから、ガードパイプが崩れているところは、例えば車両事故があってガードパイプを壊した、そういったものに関しては、ガードパイプを取りあえずは撤去しないと、違うところ向いったりすると危険ですので、そういったものの取り外しとかも事業団の中には含まれておりますので、そういった路面、それから側溝の施設、そういったものの作業が全て含まれております。

○議長（古賀ひろ子）

ほかにはありませんか。5番、平野議員。

○議員（5番 平野龍彦）

51ページ、予算書の下段、農業基盤保全事業費について伺いたいと思います。

9月の定例会でも質問しておりましたが、金坪池ですね、今いろいろ準備していきまして来年からスタートすると聞いています。そこで、あれから9月の質問から3か月たちましたけど、地元説明会を実施されたのか。2点目、されていなければ、今後、地元説明会をする予定があるのか。この2点についてお伺いしたいと思います。

○議長（古賀ひろ子）

藤木都市整備課長。

○都市整備課長（藤木義和）

まず、地元説明会については、現在行っておりません。と申しますのが、令和6年度においては、池の改修工事を行うに当たって、仮設道路を築造する予定となっておりますけれども、そ

の仮設道路がやはり民地を通らないと池までたどり着かないということで、仮設道路を造るに当たって、地権者との協議を今進めさせていただいております。当然、借地をするわけですから、地権者の要望というのもございますので、地権者からの要望を受けまして、仮設計画の見直しを本年度やっております。一部周辺の家屋調査等も実施をしておりますので、本年度については仮設計画の見直し、来年度、令和7年度から仮設道路の建設。実際の本体工事になりますと、令和7年度かかれるかどうか分からない、今のところ、補助金の具合もありますんで。そういった状況でありますから、地元説明会については、今後そういった事業が進捗していく中で、必要とあれば適切な時期に開催することも考えております。

○議長（古賀ひろ子）

平野議員。

○議員（5番 平野龍彦）

分かりました。農業用ため池のみであれば、地元説明会も不要ではないかと思います。水利権者への説明で十分。

この金坪池は県の防災重点ため池ともなっておりますんで、地域にも大いに関係してくるんで、今後、説明会を今するかもしれないと言われたんで、よろしくお願いします。

以上です。

○議長（古賀ひろ子）

ここで、3番、高橋議員からの質問に対する回答保留分について佐伯福祉課長より発言の申出がっておりますので、これを許します。佐伯福祉課長。

○福祉課長（佐伯剛美）

大変申し訳ございませんでした。障害児施設給付費の事業者数でございますが、児童発達支援が4か所、放課後等デイサービスが6か所、保育所等訪問支援が1か所、障がい児の相談支援事業所が1か所という形になっております。

人数に関しましては、実人数で228名という形になっております。この228名の方が1月に利用する数掛ける12か月という形の金額になりますので、かなりの高額になっているというのが実情でございます。

以上です。

○議長（古賀ひろ子）

3番、高橋議員。

○議員（3番 高橋紳章）

今の回答でよろしいですか。

○議長（古賀ひろ子）

どうぞ。

○議員（3番 高橋紳章）

この228人は、全ての方が障がいのある方なんですかね、利用されているのは。そういうことですか。

○議長（古賀ひろ子）

佐伯課長。

○福祉課長（佐伯剛美）

対象が子ども、児童になりますので、全ての方が手帳を持たれているというわけではございません。障がいのおそれがあるとか疑いがある、こういった方も聞き取りの中でサービスの利用ができるようになっております。

○議長（古賀ひろ子）

ほかにはありませんか。11番、藤木議員。

○議員（11番 藤木 泰）

予算書の57ページで、資料の15ページ、防災対策事業費、備品購入費、防災備品費ということで211万円計上してありますが、中身は気化式冷風機を購入するということでございますが、この冷風機でございますが、まず保管をどのようにするのかということと、もう1点、災害時以外の利用ができるかという、この2点をお答えいただきたいと思います。

○議長（古賀ひろ子）

太田地域コミュニティ課長。

○地域コミュニティ課長（太田一男）

この気化式冷風機につきましては、事業一覧にも書いていますように、勤体、南町民センター、住民福祉センター、宇美商業高校のほうに保管をさせていただきながら、各施設において平時も使用していただくような形で考えております。

○議長（古賀ひろ子）

ほかにはありませんか。8番、黒川議員。

○議員（8番 黒川 悟）

予算書の59ページ、小学校費で、59ページからずっと小学校費あるんですが、光熱費の中の電気代がかなりの補正上がっているんで、このことについてお聞きしたいと思います。

前年度との電気の使用量の違いでこのように補正で上がっているのか。まず、そこをお聞きます。

○議長（古賀ひろ子）

川畑学校教育課長。

○学校教育課長（川畑廣典）

使用量自体はそれが増加してということではなく、今回の増額に至っては、価格の高騰ということと、もう1点、当初の予算の編成時に電気代については1割減での当初予算の見込みということで計上しておりましたので、その分での差額が出ているということになります。

○議長（古賀ひろ子）

黒川議員。

○議員（8番 黒川 悟）

分かりました。価格、確かに電気代価格が高騰していますが、これは国の補助、家庭向けとか企業向けは補助とか、また来年も1月から3月まで補助があるということになっていますが、その辺も加味した中での、学校のほうには補助が出るのかどうか。その辺も加えてお答えください。

○議長（古賀ひろ子）

川畑課長。

○学校教育課長（川畑廣典）

学校のほうに電気代の補助があるか、すみません、私もちょっと存じ上げません。とにかく使用した分で電気代が来てというお支払いをしているものですから、その分については後ほどちょっと調べさせてもらってよろしいでしょうか。よろしくお願いします。

○議長（古賀ひろ子）

黒川議員。

○議員（8番 黒川 悟）

その中で宇美中学校が太陽光パネルをつけていますよね。これがどのくらいの効果があっているのか。これも分からなかったら、また後で結構ですが。

○議長（古賀ひろ子）

川畑課長。

○学校教育課長（川畑廣典）

宇美中の太陽光パネルについては、今年度は、すみません、計算しておりませんが、前年度で計算したところ年間大体90万円ぐらいの効果があっているということで聞き及んでおります。

○議長（古賀ひろ子）

ほかにはありませんか。5番、平野議員。

○議員（5番 平野龍彦）

61ページですね、予算書中段、井野小学校管理費。井野小学校の正門についてちょっと気になりますので、ちょっとお伺いしたいと思います。

現在の正門の状況ですね、老朽化している。それと、この増額は、恐らく安全のための改修工

事だろうと思います。物理的に引き戸にはできないような感じがしますが、門扉をどのように安全に改修されるのかな。この2点について、ちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（古賀ひろ子）

川畑課長。

○学校教育課長（川畑廣典）

今現在についてですが、まずは学校教諭による見回り。それから、開け閉めしたときに今チェーンで止めるようにしておりますけども、このチェーンを止めるところに必ずチェーンを止めるようにという注意書きをしております。それで現在のところは対応している。

今回、この修繕においては、ちょろつと言われましたけども、引き戸にはちょっとできないということで、現地を見まして、まずは今180度開くようになっているので、これをまず90度にします。もう1つは、完全に開いたところにストッパーというんですか、そういったものを設置して止めるというような状況で考えております。

○議長（古賀ひろ子）

ほかにはありませんか。11番、藤木議員。

○議員（11番 藤木 泰）

予算書の59ページなのですが、資料が16ページですかね。高木の伐採業務委託料ということで、東小学校の中にあるイチョウの木を切るというようなことで予算計上されてありますが、そのイチョウの木の場所ですね、どこにあるイチョウの木かということと、その木は例えば記念樹で植えられたとか、何々記念で植えられたとか、そういうものではないかと思うんですが、いかがですかね。

○議長（古賀ひろ子）

川畑学校教育課長。

○学校教育課長（川畑廣典）

東小学校の高木ですけども、場所はプールから中庭にかけて土手があるんですけども、この土手に生えている高木になります。これについては今言われたように、記念樹として植えているといったものではなく、それが1本だけほんと今大きくなっていて、その土手から中庭のほうに一部ちょっと垂れかけているという状況であります。

○議長（古賀ひろ子）

ほかにはありませんか。8番、黒川議員。

○議員（8番 黒川 悟）

予算書の55ページで、事業一覧の15ページになります。上の段、原田中央区町営住宅の質問をいたします。

外壁の補修、今やっている最中で、漏水が生じて部屋の中の補修が生じたということで予算上げてあると思うんですが、何件ぐらい、どのくらいの被害があったんでしょうか。

○議長（古賀ひろ子）

矢野管財課長。

○管財課長（矢野量久）

お答えします。

事業一覧の15ページ上段のところになるわけなんですけど、業務の概要としましては、漏水他緊急修繕対応用、対応用なんです。まだ緊急修繕が起きてという話ではありません。基本的には空き室がもう1戸出てきまして、その空室修繕、その次のポツのところです、Nイコール1戸、33万円。こちらの部分と、これまで修繕してきた内容が積み重なってきておりまして、その件数の総額からいくと残りをこれから年度末までのいわゆる漏水他緊急修繕に対応する予算枠自体がなくなっているというところで、その分を補填するのが117万円という形になります。

したがって、何が何件というよりは、例年大体これぐらいの時期から、例えば凍結があったりとか、または、今外部の改修しておりますので、中の部屋内の老朽化による改修、こういったのが突発的に出てくるんですね。中はお住まいですので、すぐに対応するしかないというようなものもございますので、枠に近い追加の補正予算ということになります。

以上です。

○議長（古賀ひろ子）

黒川議員。

○議員（8番 黒川 悟）

分かりました。今度、空き室が出たときの改修なんですけど、全面的な改修は今多分やらないと思うんですね、悪いところだけやると。そのチェックをするのは、町の職員でやるんですか。

○議長（古賀ひろ子）

矢野課長。

○管財課長（矢野量久）

お見込みのとおりで、私どもが直接伺って、まず空き室が出たときに、もともと入居してあった方で、ここまではしてもらわないといけないというルールがあります。その分はしていただいて、その後に、これで退去できますねという状況を確認した後、本来大家である町のほうが、新たな入居者に入っていただくためには、ここまでの改修が必要だということを通常行っています。当然ながら、入りの鍵とかシリンダーとかは確実に換えないと前の鍵と同じではよろしくありませんし。ただ、それだけじゃなくて、最近に関しましては、例えば空き室の修繕も、30年ぐらい経過している住宅ですから、クロス全般であったり、床、建具、そういったところも部屋の

使い方によってはかなり老朽化しているというところで、部屋の状況に応じて修繕し、そして最終的には我々でチェックし確認するという流れでございます。

○議長（古賀ひろ子）

ほかにはありませんか。11番、藤木議員。

○議員（11番 藤木 泰）

予算書の71ページです。武道館管理費で需用費、光熱水のガスが増額ということで63万6,000円計上してありますが、今、武道館はあまり使用されていないと思うんですよね。この時期にガスが増額補正と。その理由を、何かガス漏れか何かあったのかというようなことでお願いしたいと思います。

○議長（古賀ひろ子）

竹下社会教育課長。

○社会教育課長（竹下健一）

失礼いたします。今、武道館につきましては、空調、あとトイレも改修工事をさせていただいています。今回、空調につきましてはガス式ということで、電気じゃなくおおむねガスで動くというような形で今回させていただいております。12月には工事を終了して1月から利用していただくということで、今回ガス式に変わることにつきまして、1月から3月分のガスのかかる経費を計上させていただいているというところでございます。

なお、この分の根拠につきましても、ガスの分の単価とか稼働率とかというようなことも一応ベースに積算をして予算計上させていただいているものでございます。

○議長（古賀ひろ子）

ほかにはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子）

ないようです。歳出6款農林水産業費から12款公債費までの質疑を終わります。

これで歳出の質疑を終わります。

次に、歳入一括質疑に入ります。予算書14ページから25ページまでの間でページ数をお示しの上、質疑をお願いします。質疑のある方はどうぞ。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子）

ないようです。歳入一括質疑を終わります。

次に、総括質疑に入ります。質疑のある方はどうぞ。5番、平野議員。

○議員（5番 平野龍彦）

総括ということで、学校関連施設の老朽化等に伴いまして、いろんな工事が発生しておりますが、例えば桜原小学校の体育館のバスケットゴールが数年前からちょっと壊れていまして危険な状況にあると思いますが、今回補正の中に上がっていなかったような気がいたしますが、今後の予定といいますか、展開について御計画があれば教えていただきたいと思います。

○議長（古賀ひろ子）

川畑学校教育課長。

○学校教育課長（川畑廣典）

御質問の桜原小学校のバスケットゴールについては、桜原小学校のほうからうちのほうに報告と、それから修繕の要求というのは上がっております。

ただ、今回、補正を考える上で、業者に通して見積りを取ったんですけども、この金額が100万を超える高額な金額だということで、当課のほうで、その分については補正ではなく当初予算に上げようというような判断を今しているところです。今度7年度の当初予算計上時には、事項要求として、その修繕分については予算要求をするというような予定になっております。

○議長（古賀ひろ子）

ほかにはありませんか。9番、鳴海議員。

○議員（9番 鳴海圭矢）

予算書としては51ページのところの最終処分場の運営経費に関わってくることにについてちょっとお尋ねしたいんですけども。

昨年度の処理料から予測すると、剪定した樹木が多かったから増額補正ということで組まれております。これは、単に今年たまたま昨年より多かった、一時的なものなのかなと捉えておりましたが、答弁で、酷暑で猛暑で植物の伸びが早かったというふうな説明があったかと思いますが、そうなるとこの傾向は、気候環境が劇的に変化しない限りは、来年も恐らく酷暑になるのは間違いないということで。となると、この傾向はずっと何年間も続くということになりますので、私、最終処分場はあと約25年は余裕があるというふうにたしか説明されたというふうに記憶しておりますが、その最初に説明された寿命が、想定よりも早く来てしまうんじゃないのか。こういうことを懸念するわけですが、そのことについてはどのようにお考えでしょうか。

○議長（古賀ひろ子）

石川環境課長。

○環境課長（石川和男）

失礼いたします。現在、最終処分場の埋立終了予定というのは、令和27年度を予定をしております。ただ、御質問の剪定等伐採というのは、町内のラブアースや草刈り等、樹木の伐採、こういったものを処分場のほうに一時仮置きをして、それからリサイクル業者のほうに収集運搬を

行っているということでございますので、最終処分場の延命云々というのには一切関係ないということになります。

以上でございます。

○議長（古賀ひろ子）

ほかにはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子）

ないようです。総括質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子）

討論なしと認めます。

お諮りします。答弁を保留した質疑がありますが、黒川議員には個別に担当課から回答させますので、このまま採決してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子）

異議なしと認めます。

これから、議案第57号 令和6年度宇美町一般会計補正予算（第7号）を採決します。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（古賀ひろ子）

起立全員です。したがって、議案第57号は原案のとおり可決されました。

_____ . _____ . _____

○議長（古賀ひろ子）

以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

○議会事務局長（太田美和）

起立願います。礼。お疲れさまでした。

13時41分散会
